

役員報酬規定

平成 17 年 6 月 1 日 制定

平成 23 年 6 月 23 日 一部改定

平成 29 年 6 月 20 日 一部改定

- 第 1 条 定款第 29 条第 2 項、第 3 項、及び第 4 項による理事長、業務執行理事及び監事の報酬に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第 2 条 前条に規定する理事長、業務執行理事に対しては、1 名当たり年間報酬額 1, 0 0 0 万円を超えない範囲で理事会の議決を経て、月額給与を支払うことができる。
- 2 前条に規定する監事に対しては、1 名当たり年間報酬額 3 0 0 万円を超えない範囲で、月額給与を支払うことができる。
 - 3 理事長、業務執行理事に対する退職金は、第 1 項の月額給与を本給と見做し、これに第 1 項に規定する役員の勤続年数に対応する別表の退職金支給率を乗じた金額を支給する。
 - 4 賞与は支給しない。
- 第 3 条 前条の規定にかかわらず、理事会が、理事長、業務執行理事に対して、1 名当り年間報酬額 1, 0 0 0 万円を超えて支給することが妥当と認められた場合は、総会の議決を経てこれを行うものとする。
- 第 4 条 第 1 条に該当する役員には、適切な通勤費を別途支払うことができる。また社会保険料、医療費補助等を含む諸手当は職員就業規則に準拠して、協会は相応の負担をすることができる。

退職金支給率

年数	支給率
1	1
2	2
3	3
4	4.5
5	6.1
6	7.8
7	9.6
8	11.5
9	13.5
10	15.6
11	17.8
12	20
13	22.2
14	24.2
15	26.2
16	28.2
17	30
18	31.8
19	33.6
20	35.2